

第九十一号議案

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、「除く。」の「の下に」とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、懲戒処分による減給の取扱いについて、例外措置を講ずる必要があるため、本案を提出いたします。